

鳥取県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年11月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子広瀬線	変更前	米子市末広町293地先から同市目久美町270地先まで	8.4~47.0	736.0
		米子市末広町296地先から同市目久美町270地先まで	17.6~55.9	810.0
	変更後	米子市末広町293地先から同市目久美町270地先まで	14.1~56.5	1,012.0
		米子市大谷町56-13地先から同市目久美町270地先まで	8.4~22.4	336.0